

# 島根県報

平成24年2月14日(火)

第 2,366 号

(毎週火・金曜日発行) http://www.pref.shimane.lg.jp/

**国** 次

### 【告 示】

 障害者自立支援法の規定による指定自立支援医療機関の指定
 (障がい福祉課) 2

 保安林の指定(2件)
 (森 林 整 備 課) 2

#### 【公告】

 島根県情報公開条例の規定による運用状況の公表
 (総 務 課) 3

 島根県個人情報保護条例の規定による運用状況の公表
 ( " ) 6

 指定希少野生動植物の指定の案
 (自 然 環 境 課) 8

#### 【正 誤】

昭和41年3月29日付け島根県報号外第9号中 (道路維持課) 8

## 告示

#### 島根県告示第80号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第54条第2項の指定自立支援医療機関を次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定により告示する。

平成24年2月14日

島根県知事 溝 口 善兵衛

	指定自立支援医療機関						指定年月日
名 称 所				地		自立支援医療の種類	相处十万日
心身一如医食同源	心療内科漢方松	松江東朝日町	136-2			精神通院医療	平成24年2月1日
江駅前クリニック							
弥栄中央薬局		浜田市弥栄町	木都賀イ	530 — 3		精神通院医療	平成24年2月1日

#### 島根県告示第81号

森林法 (昭和26年法律第249号) 第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において 準用する同条第1項の規定により告示する。

平成24年2月14日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 保安林の所在場所
  - 浜田市金城町長田イ467-19
- 2 指定の目的
  - 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準 伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 島根県告示第82号

森林法 (昭和26年法律第249号) 第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において 準用する同条第1項の規定により告示する。

平成24年2月14日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 保安林の所在場所
  - 益田市美都町宇津川ハ203、ハ204、ハ1048、ハ1048-1、ハ1049、ハ1050
- 2 指定の目的

土砂の流出の防備

- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準 伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び益田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 

島根県情報公開条例(平成12年島根県条例第52号)第37条の規定により、平成22年度における同条例の運用状況を次のとおり公表する。

平成24年2月14日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 公文書公開の状況
  - (1) 請求及び申出の窓口別内訳

単位:件

窓口	請	求	申	出	合	計
心口	受付数	公文書数	受付数	公文書数	受付数	公文書数
県政情報センター	162	838	414	1, 502	576	2, 340
松江地区県政情報コーナー	15	31	1	1	16	32
雲南地区県政情報コーナー	3	3	2	2	5	5
出雲地区県政情報コーナー	3	3			3	3
県央地区県政情報コーナー	26	56			26	56
浜田地区県政情報コーナー	52	103	2	8	54	111
益田地区県政情報コーナー	12	33	4	5	16	38
隠岐地区県政情報コーナー	7	8	2	3	9	11
単独地方機関等	9	56	3	4	12	60
小 計	289	1, 131	428	1, 525	717	2,656
警察情報公開センター	13	115	6	27	19	142
各警察署情報公開窓口	1	1			1	1
小 計	14	116	6	27	20	143
合 計	303	1, 247	434	1, 552	737	2, 799

- 注 1 「受付数」は、公文書公開請求書又は公文書任意公開申出書の数をいう。
  - 2 「公文書数」は、決定又は回答をした公文書の件数をいう。
- (2) 請求及び申出の処理状況

単位:件

区分	公 開	部分公開	非公開	不存在	存否応答拒否	却下	取下げ	検討中	合 計
請求	686	519	4	32			6		1, 247

第2,366号	<b>—</b>	1.1	ı	40	平成24年2月14日
(単り 366 <del>号</del> )		秜	旦	報	Ψ 版 74年 ソ 日 14 H
332,000 /J	1117	111	215	+IX	

申出	859	636	4	45		8	1,552	
合計	1, 545	1, 155	8	77		14	2, 799	

- 注 1 合計は、(1)の「公文書数」の合計と一致する。
  - 2 処理状況の区分は、運用状況の取りまとめ時点におけるものである。
  - 3 「非公開」は、「不存在」及び「存否応答拒否」による非公開決定を除く。
- (3) 請求及び申出の実施機関別内訳

単位:件

実施機関		請求			申 出	ı		合 計	•
<b>天</b>		本庁	地方機関		本庁	地方機関		本庁	地方機関
知事	1, 057	627	430	1, 444	405	1,039	2, 501	1,032	1, 469
政策企画局									
総務部	125	31	94	135	76	59	260	107	153
地域振興部				4	4		4	4	
環境生活部	21	21		6	6		27	27	
健康福祉部	560	488	72	291	30	261	851	518	333
農林水産部	19	6	13	12	12		31	18	13
商工労働部	5	5		8	8		13	13	
土木部	319	68	251	984	265	719	1, 303	333	970
出納局	8	8		3	3		11	11	
企業局				1	1		1	1	[
病院事業管理者				4		4	4		4
議会	1	1					1	1	
教育委員会	59	56	3	74	74		133	130	3
選挙管理委員会	14	14		3	3		17	17	
人事委員会									
監査委員									
公安委員会									
警察本部長	116	116		27	27		143	143	
労働委員会									
収用委員会									
海区漁業調整委員会									
内水面漁場管理委員会									
地方独立行政法人									
合 計	1, 247	814	433	1, 552	509	1,043	2, 799	1, 323	1, 476

注 合計は、(1)の「公文書数」の合計と一致する。

#### 2 不服申立ての状況

単位:件

不服申立て			久	D. 理 内 i	Я		
71/JIX FF 1/2 C	認容	一部認容	棄却	却 下	取下げ	審議中	その他
23		4	2			17	
(繰越 19)							

注 1 件数は、異議申立書及び審査請求書の数をいう。

- 2 「不服申立て」欄の「(繰越)」は、当該年度以前に異議申立書及び審査請求書を受け付けたもののうち当該 年度当初において審議中であったものをいい、内数である。
- 3 「その他」は、未諮問等の数をいう。
- 3 情報提供の状況

単位:件、人、冊

	相談・	· 案内		行政資料	斗の利用	
窓口	電話対応	窓口対応	閲	覧	貸出	4L
	电印列心	芯口刈心	利用者	資料	利用者	資料
県政情報センター	212	318	412	834	166	397
松江地区県政情報コーナー	1	41	10	32		
雲南地区県政情報コーナー		29	17	37		
出雲地区県政情報コーナー		78	82	151	1	1
県央地区県政情報コーナー		17	24	50		
浜田地区県政情報コーナー	40	118	1	5	2	2
益田地区県政情報コーナー		47				
隠岐地区県政情報コーナー	2	16			1	2
小 計	255	664	546	1, 109	170	402
警察情報公開センター	15	5				
各警察署情報公開窓口	4	1				
小 計	19	6				
合 計	274	670	546	1, 109	170	402

- 注 「利用者」は行政資料利用の延べ人数を、「資料」は延べ冊数をいう。
- 4 会議の開催状況

単位:回、人

区 分	会議開催	;	公開・非公開の別	}i]	傍聴者
区 分	云峨州惟	公 開	一部公開	非公開	万心石
附属機関	246	77	11	158	37
附属機関に類するもの	183	82	73	28	105
合 計	429	159	84	186	142

- 5 出資法人の情報公開状況
- (1) 申出及び処理状況

単位:団体、件

情報公開を	公開申出			口	答の内	訳		
実施している	のあった	公開申出	公開	部 分	非公開	不存在	存否応	その他
法 人	法 人		公用	公 開	<b>非公用</b>	个1子1土	答拒否	
21	0							

- 注 1 「公開申出」は、公開申出書の数をいう。
  - 2 「回答の内訳」は、通知書の数をいう。
  - 3 「非公開」は、「不存在」及び「存否応答拒否」による非公開を除く。
  - 4 「その他」は、検討中のもの等の数をいう。
- (2) 異議申出の状況

該当なし

島根県個人情報保護条例 (平成14年島根県条例第7号) 第50条の規定により、平成22年度における同条例の運用状況を 次のとおり公表する。

平成24年2月14日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 個人情報の開示請求、訂正等の請求及び利用停止請求の状況
  - (1) 請求の窓口別内訳

単位:件

窓口	開示	詩求	訂正	等請求	利用停	手止請求	合	計
	受付数	公文書数	受付数	公文書数	受付数	公文書数	受付数	公文書数
県政情報センター	4	5		 		 	4	5
松江地区県政情報コーナー				1 1 1 1		1 1 1 1		
雲南地区県政情報コーナー				1 1 1 1		1 1 1 1		
出雲地区県政情報コーナー	1	1		 		1 1 1 1	1	1
県央地区県政情報コーナー				 		 		
浜田地区県政情報コーナー				  -  -		 		
益田地区県政情報コーナー						 		
隠岐地区県政情報コーナー				 		T 		
単独地方機関等	1	1		i i		1 	1	1
小 計	6	7				 	6	7
警察情報公開センター	12	41		1		! !	12	41
各警察署情報公開窓口	5	19				i !	5	19
小 計	17	60				i i i	17	60
合 計	23	67		1 1 1		 	23	67

- 注 1 「開示請求」は、島根県個人情報保護条例第22条第1項に規定する口頭による開示請求を除く。
  - 2 「受付数」は、個人情報開示請求書、個人情報訂正等請求書又は個人情報利用停止請求書の数をいう。
  - 3 「公文書数」は、決定及び処理した公文書の数をいう。
- (2) 請求の実施機関別内訳

単位:件

実 施 機 関	開示請求	訂正等請求	利用停止請求	合	計
知事	7				7
政策企画局					
総務部					
地域振興部					
環境生活部					
健康福祉部	5				5
農林水産部					
商工労働部	2				2
土木部					
出納局					
企業局					

病院事業管理者			
議会			
教育委員会			
選挙管理委員会			
人事委員会			
監査委員			
公安委員会	5		5
警察本部長	55		55
労働委員会			
収用委員会			
海区漁業調整委員会			
内水面漁場管理委員会			
地方独立行政法人			
合 計	67		67

- 注 1 「開示請求」は、島根県個人情報保護条例第22条第1項に規定する口頭による開示請求を除く。
  - 2 件数の合計は、(1)の「公文書」の件数と一致する。
- (3) 口頭による開示請求の実施状況
  - ア 対象となる個人情報の項目数 95件
  - イ 口頭による開示請求の実施 1,134件
- 2 個人情報の開示決定等又は訂正等の決定の状況
  - (1) 開示請求の決定等の状況

単位:件

開示	部分開示	非開示	不存在	存否応答拒否	却下	取下げ	検討中	合 計
15	45	1	3	2		1		67

- 注 1 合計は、1の(1)の「開示請求」における「公文書数」の合計と一致する。
  - 2 決定等の区分は、運用状況の取りまとめ時点におけるものである。
  - 3 「非開示」は、「不存在」及び「存否応答拒否」による非開示決定を除く。
- (2) 訂正等請求の決定等の状況

該当なし

3 個人情報の利用停止請求の処理状況

該当なし

4 不服申立ての件数及び決定状況

該当なし

- 5 出資法人の個人情報保護制度実施状況
  - (1) 個人情報保護制度を実施している法人

21団体

(2) 開示申出及び処理状況

単位:団体、件

開示申出のあった法人	開示申出		その他				
		開示	部分開示	非開示	不存在	存否応拒否	~ V)11€
1	5	5					

注 1 「開示申出」は、口頭による開示申出を除く。

- 2 「開示申出」は、開示申出書の数をいう。
- 3 「その他」は、検討中のもの等の数をいう。
- (3) 口頭による開示申出状況 該当なし
- (4) 訂正等申出及び処理状況 該当なし
- (5) 利用停止申出及び処理状況 該当なし
- (6) 異議申出の状況 該当なし

島根県希少野生動植物の保護に関する条例(平成22年島根県条例第13号。以下「条例」という。)第8条第1項の規定による指定希少野生動植物の指定をしたいので、同条第2項の規定により次のとおり公告し、この公告の日から起算して14日を経過する日までの間、当該指定の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該指定に係る利害関係人は、条例第8条第3項の規定により、この公告の日から起算して14日を経過する日までの間に、知事に当該指定の案についての意見書を提出することができる。

平成24年2月14日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 指定をしようとする希少野生動植物の名称、指定をしようとする理由等

名 称 等			指定をしようとする理由		
分類	科名	種名	相定をしようとする姓田		
動物	コイ科	ミナミアカヒレタ	生息地が極めて限定されていることに加え、捕獲圧が高く、絶滅		
		ビラ	のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。		
動物	ハンミョウ科	カワラハンミョウ	生息地が極めて限定されていることに加え、捕獲圧が高く、絶滅		
			のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。		
植物	キンポウゲ科	ヒメバイカモ	生育地が極めて限定されており、絶滅のおそれがあることから、		
			特に保護を図る必要がある。		

2 指定の案の縦覧場所及び意見書の提出先

島根県環境生活部自然環境課

郵便番号690-8501 松江市殿町1番地

電話番号 0852-22-6377 FAX番号 0852-26-2142

3 縦覧期間及び意見書の提出期間

平成24年2月14日から平成24年2月27日まで

正誤

昭和41年3月29日付け島根県報号外第9号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ペ 9 「 ジ

第2,366号		島	根	県	報	平成24年2月14日
	四 第 島 号 四 根 の 百 県 表 二 告 中 十 示	箇所				
	飯石郡掛合町大字波多二七九の一三番地先まで	誤				
	飯石郡掛合町大字入間一六一八番一地先まで	正				